

規制の事前評価書（要旨）

法律又は政令の名称	海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案		
規制の名称	環境影響評価法の特例		
規制の区分	新設、改正（拡充、 <u>緩和</u> ）、廃止		
担当部局	環境省 総合環境政策統括官グループ 環境影響評価課		
評価実施時期	令和6年2月		
規制の目的、内容及び必要性等	<p><促進区域に係る事業に関する規制緩和について></p> <p>促進区域の指定基準に環境保全に係る基準を追加し、促進区域の指定前に環境大臣による海洋環境等に関する調査を行うこと等により、促進区域の指定の際に一定の環境配慮を確保するとともに、当該促進区域に係る海洋再生可能エネルギー発電事業に関する環境影響評価法の特例（規制の緩和）を設けることとする。</p> <p>規制緩和の具体的内容として、当該事業については、配慮書手続及び方法書手続を適用除外とする。なお、これに加え、環境大臣による海洋環境等に関する調査と事業者が行う環境影響評価手続における環境影響評価項目等の選定等との接続規定を設ける。</p> <p><募集区域に係る事業に関する規制緩和について></p> <p>募集区域の指定基準に環境保全に係る基準を設け、募集区域の指定前に環境大臣による海洋環境に関する調査を行うこと等により、募集区域の指定の際に一定の環境配慮を確保するとともに、当該募集区域に係る海洋再生可能エネルギー発電事業に関する環境影響評価法の特例（規制の緩和）を設けることとする。</p> <p>規制緩和の具体的内容として、当該事業については、配慮書手続を適用除外とする。</p>		
想定される代替案	なし		
直接的な費用の把握	要素	代替案の場合	
	遵守費用	事業者による環境影響評価その他の手続の一部に要する費用の削減	なし
	行政費用	行政機関による事業者の環境影響評価図書の審査等の一部に要する費用の削減 ※ただし、環境大臣による調査等に要する費用が発生	なし
直接的な効果（便益）の把握	遵守費用・行政費用の削減による効果（金銭価値化することは困難）	なし	
副次的な影響及び波及的な影響の把握	地域における社会的コストの低減、洋上風力発電の効果的・効率的な導入への寄与が見込まれる。また、事業者による環境影響評価手続の一部を適用除外とすることによる環境への悪影響は想定されない。		
費用と効果（便益）	制度の導入による効果（便益）がより大きく、副次的な効果も見込まれる。		

益)の関係	
その他の関連事項	<p>○審議会等における検討状況： 洋上風力発電の環境影響評価制度の最適な在り方に関する検討会 (http://assess.env.go.jp/4_kentou/4-1_kentou/reportdetail.html?page=4_kentou/index&kid=1055) 中央環境審議会総合政策部会風力発電に係る環境影響評価制度の在り方に関する小委員会 (https://www.env.go.jp/council/02policy/yoshi02-12_00001.html)</p> <p>○評価に用いたデータや文献等： 環境影響評価情報支援ネットワーク (http://assess.env.go.jp/)</p>
事後評価の実施時期等	<p>施行から5年後に事後評価を実施する。その際、促進区域及び募集区域に係る事業に関する環境影響評価手続の実施状況（環境影響評価図書の提出件数等）及び促進区域並びに募集区域の新たな指定件数について把握する。</p>
備考	